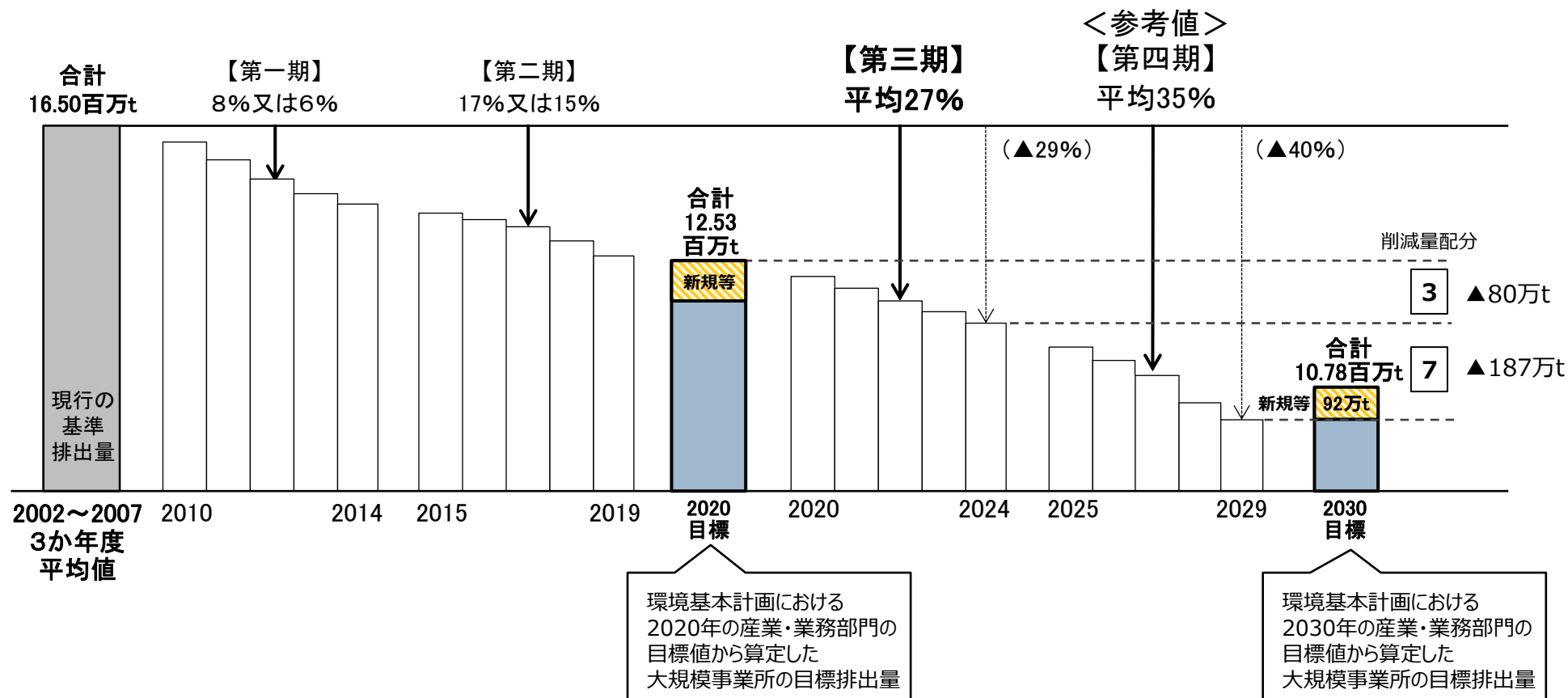


第1、2期の削減義務率設定時と同じ考え方



- ・2030年の大規模事業所の目標排出量10.78百万tは、その時点での大規模事業所全体の排出量の合計が、この目標排出量内に収まっていることを目指すもの(第三期前までの制度対象事業所のほか、第三期以降に新たに制度対象となる新規参入事業所を含み、制度対象外となる事業所の排出量は除外)
- ・第三、四期の削減義務率は、この新規参入等の排出量相当分を考慮して設定(第1回検討会資料6 スライド8に記載)
- ・これは、新規参入等の排出量相当分を考慮せずに削減義務率を設定すると、「第三期以降の新規参入を認めない(新規の大規模開発を認めない)」、「新規参入事業所にも既存事業所と同じ削減義務率を設定」、「トップレベル事業所は削減義務率を緩和しない」といった設計となってしまうため、削減義務率を設定する上で必要な考え方
- ・今回想定している「92万トン」は、第1期の対象事業所の実績から、新規参入事業所(年間平均20～30事業所を想定)や制度対象外となった事業所(年間平均40～50事業所を想定)、トップレベル事業所(80事業所程度を想定)が緩和を受けること等を想定して算定(新規事業所は現行の仕組みの継続(削減義務率を第1期から段階適用)、トップレベル事業所の緩和は現行と同程度(1/2又は3/4)を想定)